≪ 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議≫

【新規審議品目】

(2) 「特茶 ほうじ茶」 (サントリー食品インターナショナル株式会社)

○受田部会長 それでは、2番目の新規審議品目へと移ってまいります。次は新規審議品目で、サントリー食品インターナショナル株式会社の特茶ほうじ茶でございます。

先ほど御了承いただきましたとおり、ここからは長田部会長代理に議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

○長田部会長代理 よろしくお願いいたします。慣れませんので、皆様御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、消費者庁から説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 資料2をごらんください。

申請品「特茶 ほうじ茶」、食品形態は清涼飲料水、許可を受けようとする表示の内容は、「本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています」というものです。

関与する成分と量は、ケルセチン配糖体 (イソクエルシトリンとして) 110mg、一日当たり摂取目 安量は、1日500mlを目安にお飲みくださいというものです。

右側に既許可品としてホット特茶をお示ししておりますが、こちらとの相違点は1点となります。 申請品はほうじ茶となりますので、原材料としてほうじ茶葉を使用しておりますが、既許可品は緑 茶となりますので、緑茶葉となっております。

なお、許可を受けようとする表示の内容の最後の部分ですけれども、「体脂肪が気になる方に適しています」というふうに記載してございますが、前回3月の調査部会において別の申請品目の審議の中で「体脂肪が気になる方に適しています」ということについては、これは主観的で訴求対象が不明確であるということや、有効性試験の対象が限られているといった御意見がございまして、その際「体脂肪が気になる方」から「多めの方」へと修正したという経緯がございます。その審議を踏まえまして、この特茶ほうじ茶につきましても「体脂肪が気になる方に適しています」というふうに現状ございますが、こちらを「体脂肪が多めの方に適しています」と修正したいと申請者の意向がございます。

以上となります。

○長田部会長代理 ありがとうございました。

次に、調査会での審議状況などの説明を事務局からお願いします。

○消費者委員会事務局 お手元の資料3をごらんください。資料3に特茶ほうじ茶に係る審議経過をまとめております。

この品目は、ことし4月13日に諮問され、5月14日の第41回調査会で審議いただきまして、座長預かりとなっております。その際、出されました指摘が、この申請品目は、従来の同じ会社から申

請されております類似品と比べまして、従来品は緑茶がベースとなっておりましたのが、今回の申請品目はほうじ茶になっているということがございます。ですので緑茶とほうじ茶を比較した場合に、その中に含まれるカテキンあるいはその他のポリフェノールといったものにつきまして、含量などに差がないのかどうか検討すること。仮にそういったものに差があるのであれば、それが最終製品の体脂肪低減効果に影響することはないのかということを検討するようにという指摘がなされております。

それに対しまして、クリアファイルの中に入っております回答書をごらんいただけますでしょうか。この回答書が提出され、調査会の座長のほうで御確認いただきまして了承となり、本日の部会で御審議いただいております。

この回答書について説明させていただきたいと思います。回答書を1枚おめくりください。左側、2ページ目になりますけれども、ここに回答が書かれております。まず指摘でございましたほうじ茶と緑茶の2つについて、カテキンの量や組成について違いはないのかということに関してですけれども、その下に表が示されておりますが、カテキンの量はほうじ茶のほうが緑茶に比べて少ない。量的には少ない。ただ、カテキンの組成に関しては差がないということが回答されております。

3ページ目、右のほうへまいりますけれども、カテキン以外のポリフェノール類について。これらにつきましてもプロアントシアニジン類ですとか、加水分解型タンニンといったものが含まれているという報告を回答しておりますが、いずれも量が少ない、あるいはこういったものが体脂肪低減作用に影響するという報告はないという内容で回答を載せております。

以上でございます。

○長田部会長代理 ありがとうございました。

それでは、これらについて御意見等をいただきたいと思います。どなたか何かございませんでしょうか。お願いします。

- ○志村委員 この第一調査会の座長をしておりますけれども、指摘事項に対する回答について御指摘いただいた委員に直接御確認いただいた上で、妥当であろうという御意見を頂戴しております。 ですので座長としてはオーケーという形で認めさせていただいた次第です。
- ○長田部会長代理 ありがとうございました。

ほかに御意見いかがでしょうか。お願いします。

○山田委員 サイエンス的ではないのですが、確認をさせてください。

資料2で今、見ている既許可品のホット特茶の許可日は平成29年12月16日許可と書かれています。きょう資料で配付していただきました特保の一覧表、5月9日現在の58ページ、上から7行ぐらいのところに7番でホット特茶というものが既許可品に当たるものだと思います。ただ、許可日がこの場合には平成29年12月12日という表記であって、資料で送っていただいたのは29年12月16日許可、これはどちらが本当ですかというだけのお尋ねです。確認です。こういうものがままあるのかなと思って、私たちは多分見るときにどれが対応するものか見ることも多いのですけれども、許可日の違いというのはどちらなのでしょうか。

○消費者委員会事務局 申しわけございません。許可日が12日、16日どちらが正しいのかというの

は今すぐ確認のしようがないのですが、申しわけないのですが、言えますことは今、先生もおっしゃいましたけれども、間違いなく同じ品目のことを書いているつもりです。どちらかが間違えていると思いますので、今後はそのようなことがないように気をつけて資料をつくらせていただきます。どうも申しわけございませんでした。

○長田部会長代理 それでは、これはもしかしたら資料2の日にちに間違いがあるかもしれません。 確認をしていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

皆さんにお考えいただいている間に私のほうから1つだけ。黄色いファイルのイのところに表示の見本がございます。この中で今回の許可や認可に関係のないことになるのかもしれないのですけれども、ちょうど真ん中のところに注意表示がございまして、凍らせないでくださいということと、容器のまま直火、電子レンジにかけないでくださいということが書いてあります。この温かい飲み物を入れてあるペットボトルというのは、温度に強いと一般の消費者は思ってしまうので、そのまま軽く電子レンジにかける方がいらっしゃるのかなと思ったので、この注意事項は非常に大切なことで、ここに表示が巻かれるわけですけれども、下線も引いてあり目立つようにされていることはよかったなと、感想めいたことで恐縮ですけれども、思ったことをお伝えしたいと思います。

先ほどの件でも御指摘のありました「気になる方へ」の表現を「多めの方へ」に変えるということはサントリーさんから申し出があるということ。そして部会での御指摘についても回答がきちんとありましたということはわかりましたけれども、ほかに御意見いかがでしょうか。

それでは、特に御意見がないということでございましたら、ありがとうございました。審議結果を整理して、処理方法について確認をしたいと思いますけれども、事務局お願いします。

- ○消費者委員会事務局 特茶ほうじ茶につきましては、今、御指摘のございました許可表示文言の「体脂肪が気になる方に適しています」という文言を「体脂肪が多めの方に適しています」という文言に修正するということです。事務局から消費者庁経由で申請者に指示をいたします。申請者からの修正が届きましたら、その表示文言とあわせまして部会長に内容を御確認いただき、指摘のとおり修正している場合は部会としては了承することでよろしいでしょうか。
- ○長田部会長代理 今の内容について何か御質問はおありでしょうか。どうぞ。
- ○石見委員 ちょっと今、気がついたのですけれども、見本のところで栄養成分表示のところなのですが、栄養成分表示と関与成分のところの間に一本線で仕切ってあるのですけれども、関与成分の下のカフェインと関与成分のところは仕切らなくていいのかということです。通常ですと法律で規定のあるところは囲ってあって、カフェインは任意に記載するということなので、ここは決まり的には区切らなければいけないのかなと思ったのですけれども。事務的なところで確認していただければと思います。
- ○長田部会長代理 いかがでしょうか。
- ○消費者庁食品表示企画課 こちらの栄養成分表示の記載なのですけれども、おっしゃるとおり関 与成分を含めて栄養成分表示としてくくられるべきと考えておりますので、御指摘のとおり、ここ の線というのは本来であればカフェインの上に来るものと承知しておりますので、そのように対応

第45回新開発食品調査部会 議事録

したいと思います。

- 〇長田部会長代理 ありがとうございます。そうしましたら、そこもまた審議経過に加えていただければと思います。
- ○消費者委員会事務局 事務局から申請者に出す修正の指示内容といたしましては、先ほど申し上げました許可表示文言の「体脂肪が気になる方に」という部分の修正、それとあわせまして今、御指摘のございました栄養成分表示欄の区切りの線の位置を正しい位置に直すようにという、2つ合わせて指示を出させていただきたいと思います。それを部会長に御確認いただきます。
- ○長田部会長代理 ほかに何かお気づきはありませんでしょうか。よろしいでしょうか。